

社会福祉法人 成晃会 役員等報酬、旅費・交通費等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 成晃会（以下「法人」という。）の理事・監事の役員並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償、旅費交通費等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償、旅費交通費等)

第3条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 役員等が理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務を目的に移動または旅行したときは、その費用を支給する。その費用支給は、役員等の居住地から起算し、別表により、交通費の実費額、また宿泊を要する場合は宿泊費と日当を支給する。

〈別 表〉

交 通 費 支 給	日 当 (要 宿 泊 の と き)	宿 泊 料
実 費 額	10,000円	15,000円
但し、 1. 旅行の出発日が午後2時以降か、帰着が午前11時以前の時はその当日の日当は上記の半額とする。 2. 乗船、船中宿泊のとき宿泊料は、上記の半額か寝台券のいずれか一方とする。 3. 会費の中に旅費及び宿泊費が含まれている場合は日当のみ支給する。		

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規定は、平成29年6月7日より施行する。